

質問回答書

件 名 学校施設の長寿命化計画（学校保全・更新計画）改定支援業務委託

質 問	回 答
<p>質問① 横浜市では学校施設の長寿命化に向けてモデル検討を2回実施とありますが、検討結果を開示頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>検討結果については、契約締結後にお伝えします。現時点で開示する事はできません。</p>
<p>質問② 令和9年度に最古棟の築年数が60年をむかえる96校の具体的な学校名を開示いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>提案資格が認められた者に対し、別途補足資料を送付することとします。</p>
<p>質問③ 令和6、7年度に各1校を対象に実施した検討結果を開示いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>検討結果については、契約締結後にお伝えします。現時点で開示する事はできません。</p>
<p>質問④ 委託者が作成する改訂版原稿はいつ頃に作成予定でしょうか。現時点での想定でも構いませんのでご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>本委託の進捗を踏まえて原稿作成に係るスケジュールを組むことを想定しているため、現時点では予定をお示しできません。</p>
<p>質問⑤ 本業務の受託者及びその関連企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条の規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）は、今後、本業務に関連する基本・実施設計業務の受託者、建設工事の受注者と</p>	<p>本業務の受託者及びその関連企業であることをもって、今後、本業務に関連する基本・実施設計業務又は建設工事の受託者となることを一律に制限することはありません。</p>

<p>なることはできないと理解してよろしいでしょうか。</p>	
<p>質問⑥ 各様式の枠内に記載の事項は削除し、提案書を作成してもよろしいでしょうか。</p>	<p>差し支えありません。</p>
<p>質問⑦ 追加資料の提出を求めることがある、とありますが、要請、提出期限の現時点での予定をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>現時点で特段予定は決めていません。提案書受領後に速やかにご連絡申し上げます。</p>
<p>質問⑧ 契約締結時、損害賠償額の上限は、委託費内とさせて頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>本委託における損害賠償請求に関することは、委託契約約款のとおり取り扱うこととします。</p>
<p>質問⑨ 成果品の著作権について、「著作権は受託者に帰属するものとする。受託者は著作者人格権を行使しないこととする。」など、受発注者間の協議の上で決定することは可能でしょうか。</p>	<p>実施要領又は業務説明資料等に定めのない事項については、委託契約約款によることとします。著作権等の取扱いについても原則として当該約款の定めに従うものとします。</p>